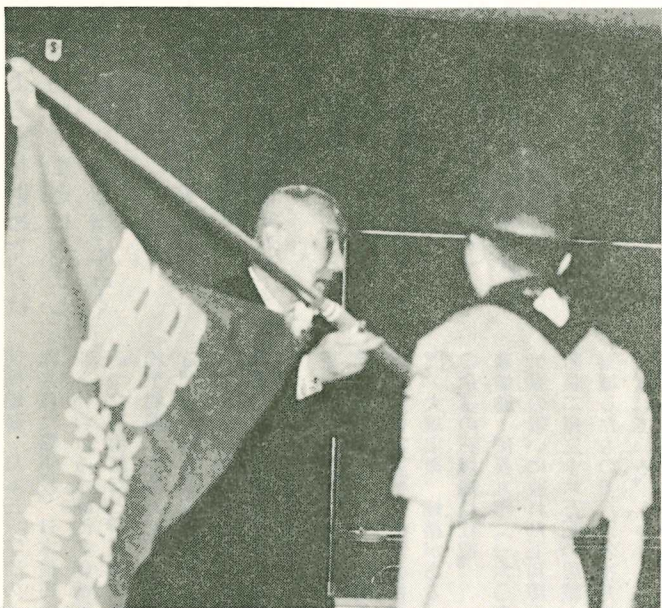


北九州市の文化財を守る会

会報



会旗の授与

No.8 49. 6. 1

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州市小倉北区内1-1
北九州市教育委員会文化課内
電話 582-2389

昭和四十九年度総会を開催

会費の値上げを決める

五月十八日午後三時から小倉北区ひびき荘で、昭和四十九年度総会が開かれました。
菊池会長の開会あいさつ、北九州市長谷伍平氏の来賓あいさつがあったあと、座長に加瀬副会長を選んで議事に入り、昭和四十九年度予算案及び同事業計画ならびに会則の一部改正案を万場一致で原案のとおり可決しました。また、本会の文化財愛護少年クラブ三団体に対し、会長から会旗が授与されました。

昭和四十六年一月、北九州市における文化財愛護の市民運動の原点となることを目指して発足した本会も、はや三年を経過し、この

間、天然記念物平尾台、史跡広寿山などの保護を頂点とした地道な活動を続けてきました。しかしながら、これら活動の基盤となるべき会の財政力は、主要財源である会費の納入がはかばかしくないため年々低下し、その存続さえ危ぶまれていました。こうした状況の中で開かれた本年度総会は、会費値上げのための会則の一部改正案を中心とする重要な会議でした。

なお議事に先立ち、本会の文化財愛護少年クラブで、発足当時からパトロール、清掃等に熱心な活動を続けている滴水の会、富士見トレーニングクラブ、ボーイスカウト第四十八団の三グループ(代表者吉村三郎)に対し、菊池会長からこのほど新しく作った会旗が手渡されました。

昭和四十九年度事業計画

▽会報の発行

年四回

▽パスによる文化財めぐり

第七回 六月二十三日(日)

▽市内の史跡めぐり

第八回 九月二十九日(日)

▽文化財セミナー

八月上旬開催

▽協賛行事

文化財保護強調週間行事

文化財防火デー行事

お願い

会員の皆さんには日ごろ文化財愛護に多大なご協力をいただきありがとうございます。さて、去る5月18日の本年度総会におきまして、下記のとおり会費が改正されました。つきましては、会の財政事情をご理解のうえ、早急に会費を納入くださいますようお願いいたします。なお、9月30日まで納入なき場合は退会されたものとして整理させていただきます。

会長 菊池安右衛門

Table with columns for membership type (New/Old) and fee amount. Includes categories like 新会費, 旧会費, 会員, 賛助会員, 団体会員, etc.

「北九州市の文化財を守る会」会則

- 第1条 (名称) 本会は「北九州市の文化財を守る会」という。
第2条 (事務所) 本会の事務所は、当分の間、北九州市教育委員会文化課内に置く。
第3条 (目的) 本会は北九州市内に所在する文化財を文化財保護法の精神にのっとり、その保存と活用が適切に行なわれるよう推進することを目的とする。
第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
(1) 文化財の保存、保護に必要な事業
(2) 文化財の理解を深めるための啓蒙運動
(3) 地域の愛護団体の育成
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
第5条 (組織機構) 本会は文化財に関心をもち、本会に入会した会員をもって組織する。
2 本会は各区に支部を設ける。
第6条 (会員) 本会の会員は、「会員」、「賛助会員」および「団体会員」とする。
第7条 (会費) 本会の会員は、次の会費を負担する。
(1) 会員 年額 1,000円
(2) 賛助会員 年額 1口 10,000円
(3) 団体会員 年額 3,000円
但し学校関係に限り 年額 1,000円
第8条 (役員) 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 (5) 理事 若干名
(2) 副会長 2名 (6) 監事 2名
(3) 支部長 各区1名 (7) 会計 1名
(4) 常任理事 若干名
2 役員任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
第9条 (役員選出) 会長は、総会において選出する。
2 副会長は、支部長の中から互選し、会長が委嘱する。
3 支部長、常任理事、理事および監事は会長が会員の中から委嘱する。
4 会計は理事会にはかり、会長が委嘱する。
第10条 (役員任務) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 支部長は支部を代表し、常任理事および理事とともに本会の事業の運営に当る。
4 常任理事および理事は、本会の事業の運営に当る。
5 監事は、本会の会計を監査する。
6 会計は、本会の会計事務に当る。
第11条 (顧問) 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は理事会にはかり、会長が委嘱する。
第12条 (会議) 本会に次の会議を設ける。
(1) 常任理事会 (2) 理事会 (3) 総会
第13条 (会議招集) 本会の常任理事会および理事会は必要に応じ、会長が招集する。
2 総会は会長が理事会に諮り、年一回以上これを招集する。
第14条 (会計) 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
第15条 (会則変更) 会則の変更は理事会で審議し、総会で承認を得るものとする。
第16条 (委任) この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。
付則1 この会則は、昭和46年1月16日から施行する。
1 この会則は昭和49年4月1日から施行する。



### 催物案内

#### 重要無形文化財 文楽の公演

とき 6月5日(水) 13時・18時の2回  
 ところ 戸畑市民会館大ホール  
 入場料 A席 800円 B席 400円  
 各区市民会館、文化課で発売  
 主催 北九州市教育委員会

#### 第12回 森鷗外を偲ぶ会

とき 6月19日(水) 午後5時  
 ところ (第1会場) 鷗外句碑の前  
 (第2会場) 小倉城内「着見櫓」  
 講演 「鷗外の号について」  
 講師 東筑紫短大教授松井康秀  
 参加料 1,500円

主催 小倉郷土会

#### 第10回 北九州市民音楽祭

とき 8月24日(土)  
 内容 2000人の大パレード(13時~14時) 毎日会館前から市庁舎前まで  
 マーチングフェスティバル小倉市民会館横広場(15時~17時30分)  
 祭りステージ(18時~20時)  
 小倉市民会館

#### 小倉藩政史研究講座

とき 毎月第四土曜日 18時30分~21時  
 ところ 小倉北区 若戸荘  
 会費 前期(4月~9月) 2,000円  
 後期(10月~3月) 2,000円  
 主催 小倉郷土会



**新指定文化財の紹介**  
 市では三月二十二日、次の二件の文化財を新しく指定しました。  
 民俗資料 方位石 一基  
 所在地 若松区浜町一丁目  
 所有者 恵比須神社  
 方位を彫りこんだ石造物で、江戸時代から明治初年にかけて全国各地に置かれたもの。この方位石もその一つで、当時の庶民生活の一端をうかがえる貴重な資料。



**史跡 森鷗外旧居 一棟**  
 所在地 小倉北区鍛冶町一丁目  
 所有者 代表者 佐脇 貞子  
 明治の文豪、森鷗外が第十二師団軍医部長として小倉に住んだ折、最初の一年半住んだ家。当時の状況をよく保存しており、鷗外研究に貴重な資料。

**事務局だより**  
 ▽さきほど開かれた総会の内容、バスによる文化財めぐりの案内、会則などを盛り込んだ会報ができあがりましてお届けします。  
 ▽財政的なピンチで泣かず飛ばずの昨年度でしたが、会費値上げを機に、今年は力いっぱい活動したいと張り切っています。  
 ▽会報は会員相互の意見交換の場でもあります。本年度は四回の発行となりましたので、会員の研究成果、感想、意見などの投稿をどしどしお願いします。  
 ▽昨年作った北九州の歴史年表の残部があります。希望の方には一部百五十円でお分けします。  
 ▽会長からのお願にもありませんように、当面の活動資金が不足しています。会費の早期納入をよろしく願います。

### 昭和49年度予算書

収入の部		支出の部	
費目	予算額	費目	予算額
会費	415,000	報償費	26,900
雑収入	171,000	旅費	5,000
利子	1,800	需用費	320,000
前年度繰越金	42,200	役員費	50,000
合計	630,000	借上料	140,000
		事務局費	50,000
		予備費	39,000
		合計	630,000

## バスによる文化財めぐり

第七回バスによる文化財めぐりは史跡の町、萩を訪ねることにしました。ご希望の方は早めにお申込みください。

日時 六月二十三日(日) 雨天決行  
 参加資格 本会会員(団体は一人団体三人まで)  
 参加料 一人につき 二千円  
 募集人員 四十五人(先着順)  
 締切日 六月十五日(土)  
 申込方法 参加料を添え事務局にお申込みください。  
 申込先 市教委・文化課内本会事務局  
 なお、当日の説明者は萩市立郷土博物館の田中誠先生です。

主な見学地						
笠山	明神池	武家敷	萩城跡	東光寺	松陰神社	松村塾

**<集合場所>**  
 ●小倉駅裏  
 ボーリング場前  
 出発 七時四十五分  
 ●若松区役所前  
 出発 七時三十分

※出発時間厳守のこと。  
 萩の見学時間は約四時間。  
 帰りは小倉に午後六時三十分到着予定。

**役員紹介**  
 このたびの副会長、理事(門司区)の辞任に伴い、次のかたがたが後任として選ばれました。  
 副会長 米津 三郎  
 理事 香月 利邦  
 辞任 小林 安司 今村 元市

明倫館跡 日本三大学のひとつと称された藩学校。日本最古のプールといわれる水練池や剣槍道場であった有倫館などが残っている。  
 松下村塾 松陰神社の境内にある。吉田松陰が安政三年(一八五〇)から二年半にわたって子弟を教育した塾。明治維新の原動力となった多くの指導者を輩出した。  
 東光寺 毛利家の菩提寺として、元禄四年(一六九一)に開基。境内に国指定重要文化財の総門、三門、大雄宝殿、鐘楼がある。五〇〇余基の石燈籠は壮観。  
 萩城跡 慶長九年(一六〇四)関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が、防長二州三十六万石の居城として築城したもので、別名指月城とも呼ばれている。  
 明神池 笠山の爆発でできた塩水池。国指定天然記念物。  
 笠山 標高一二メートルの日本一小さいミニ火山。展望台からの眺望はすばらしい。

### 昭和48年度決算報告書

収入の部		支出の部	
予算額	決算額	予算額	決算額
会費	251,000	報償費	9,000
雑収入	90,000	旅費	18,820
利子	1,007	需用費	136,195
前年度繰越金	67,993	役員費	34,555
合計	410,000	借上料	31,900
		事務局費	12,228
		予備費	0
		繰越金	42,200
		合計	284,898